

(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及び相談支援専門員(障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項

十二 法第五十一条の二十第二項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第四号、第十号及び第十三号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第五十一条の二十第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

一 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、他の指定特定相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としていない種類の障害についても対応できる体制を確保している場合又は身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に該当することを含む。）。

二 法第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の

関係機関との連携体制を確保していること。

三 特定相談支援事業所（法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）において、相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該特定相談支援事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

3 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

## 二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書

類の提出を省略させることができる。

(指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の六十 指定特定相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く

。 )については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 指定特定相談支援事業者は、休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

3 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在

地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定計画相談支援を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

#### 第四款 業務管理体制の整備等

（法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準）

第三十四条の六十一 法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。） 法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

- 一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が二十以上の指定相談支援事業者である場合に限る。）
- 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者

である場合に限る。）

2 指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

3 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

（都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第五十一条の三十二第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）

第三十四条の六十三 法第五十一条の三十二第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

（法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知

事による通知)

第三十四条の六十四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

第三十五条第一項第九号中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一号」に改め、同条第二項第二号中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に改める。

第三十九条第一号中「第十七条第一項第二号イ」を「第十七条第二号イ」に改める。

第五十二条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第二号」を「第三十五条第二号」に改める。

第五十三条の見出し中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第三号」に改め、同条中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第三号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第五十四条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に改める。

第五十五条の見出し中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に改め、同条中「第三十五

条第一項第四号」を「第三十五条第四号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に改める。

第五十六条の見出し中「第三十五条第一項第五号」を「第三十五条第五号」に改め、同条中「第三十五条第一項第五号」を「第三十五条第五号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に、「同項第五号」を「同条第五号」に改める。

第五十七条第一項第二号中「及び氏名」を「氏名、生年月日及び職名」に改め、同項第六号中「及び経歴」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第一号から第三号まで及び第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十 役員の氏名、生年月日及び住所

第五十七条第二項第二号中「及び氏名」を「氏名、生年月日及び職名」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

## 六 誓約書

七 役員の氏名、生年月日及び住所

第五十七条第三項第一号中「所在地」の下に「並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」を加え、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

## 六 誓約書

七 役員の氏名、生年月日及び住所

第六十一条中「第五十七条第一項各号（第一号及び第五号）」を「第五十七条第一項各号（第一号、第五号及び第九号）」に、「同条第二項各号（第一号及び第五号）」を「同条第二項各号（第一号、第五号及び第六号）」に、「同条第三項各号（第一号及び第五号）」を「同条第三項各号（第一号、第五号及び第六号）」に改める。

第六十四条の五を削る。

第二章に次の一節を加える。

第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号
- 二 当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額（令第四十三条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）

- 三 当該申請を行う支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る令第四十三条の五第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに当該購入又は修理をした補装具に係る同項第二号に掲げる額を合算した額

- 四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。）  
。）、通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。）  
又は入所給付決定保護者（同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）であ

つて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。）、入所受給者証番号（同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）

2 前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第六十五条の十中「、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十七条第一項第一号の二に規定する厚生労働省令で定める費用）

第六十五条の十の二 法第七十七条第一項第一号の二に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項及び第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求に要する費用

二 前号の審判に基づく登記の嘱託及び申請についての手数料

三 民法第八百六十二条（同法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の五第二項、第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報酬

四 前三号に掲げる費用のほか、成年後見制度の利用に関し必要となる費用であつて、市町村において支給することが適当であると認められたもの

第六十五条の十四の次に次の二条を加える。

（法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の十四の二 法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者とする。

(基幹相談支援センターの設置の届出)

第六十五条の十四の三 法第七十七条の二第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 基幹相談支援センター(法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)の名称及び所在地

二 法第七十七条の二第三項の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)であつて、同条第四項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、

住所及び職名

三 基幹相談支援センターの設置の予定年月日

四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

五 基幹相談支援センターの平面図

六 職員の職種及び員数

七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 営業日及び営業時間

九 担当する区域

十 その他必要と認める事項

2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

第六十八条の三中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。

第六十九条第三項中「第四十八条第二項」の下に「及び第五十一条の三第五項」を加え、同条第五項中「別表第五号」を「別表第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第四号」を「別表第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第五十一条の二十七第三項及び第五十一条の三十二第五項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第四号のとおりとする。

第六十九条に次の一項を加える。

7 法第八十五条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第七号のとおりとする。

第七十条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条の表を次のように改める。

<p>第三十五条第一項及び第二項 第四十条 第四十五条第一項及び第二項 第四十七条第一項及び第二項 第四十八条第一項及び第二項 第四十九条 第五十条第一項 第六十五条第一項及び第二項</p>	<p>市町村等</p>	<p>指定都市</p>
<p>第三十四条の七 第三十四条の八</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長</p>

---

第三十四条の九

第三十四条の十一

第三十四条の十二

第三十四条の十三

第三十四条の十四

第三十四条の十五

第三十四条の十六

第三十四条の十七

第三十四条の十八

第三十四条の十九

第三十四条の二十の三第四項

第三十四条の二十二

第三十四条の二十三

---

---

---

第三十四条の二十四

第三十四条の二十五

第三十四条の二十六

第三十四条の三十

第三十四条の五十七

第三十四条の五十八

第三十五条第四項

第五十七条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条第二項

第六十六条第二項

第三十四条の六十四	都道府県知事又は	指定都市の市長又は
第六十五条の十五	<p>主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び</p>	<p>主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導及び発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業</p>

第七十一条の表を次のように改める。

	<p>社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの</p>	
第六十八条の三	市町村	指定都市以外の市町村
<p>第三十五条第一項及び第二項 第四十条 第四十五条第一項及び第二項 第四十七条第一項及び第二項 第四十八条第一項及び第二項 第四十九条 第五十条第一項 第六十五条第一項及び第二項</p>	市町村等	中核市

---

第三十四条の七

第三十四条の八

第三十四条の九

第三十四条の十一

第三十四条の十二

第三十四条の十三

第三十四条の十四

第三十四条の十五

第三十四条の十六

第三十四条の十七

第三十四条の十八

第三十四条の十九

第三十四条の二十の三第四項

---

都道府県知事

---

中核市の市長

---

---

第三十四条の二十二  
第三十四条の二十三  
第三十四条の二十四  
第三十四条の二十五  
第三十四条の二十六  
第三十四条の三十  
第三十四条の五十七  
第三十四条の五十八  
第五十七条  
第六十二条  
第六十三条  
第六十四条  
第六十五条第二項

---

---

---

第六十六條第二項	都道府県知事又は	中核市の市長又は
第三十四條の六十四	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導その他特に専門性の高い相談支援事業
第六十五條の十五	発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障	

	<p>害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの</p>	
第六十八條の三	市町村	中核市以外の市町村

第七十一条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第七十二条 法第一百七条第一項の規定により、法第五十一条の三第一項及び第四項、第五十一条の四、第五十一条の三十二第一項及び第四項並びに第五十一条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務

(国民健康保険団体連合会の議決権の特例)

第六十八条の四 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことができる。

2 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十九条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者としてすることができ、附則第一条の二を次のように改める。

（法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）

第一条の二 法附則第二十二條第一項に規定する特定旧法受給者に対する第一条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「第六条の十第二号の就労継続支援B型」とあるのは、「就労継続支援」とする。

附則第五条を次のように改める。

(サービス等利用計画案の提出に関する経過措置)

第五条 平成二十七年三月三十一日までの間は、第十二条の二及び第三十四条の三十六の規定の適用については、これらの規定中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする。

附則第六条を次のように改める。

(障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する経過措置)

第六条 平成二十四年九月三十日までの間は、第三十四条の二十八第一項及び第三十四条の六十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十四年九月三十日までに」とする。

別表第三号を次のように改める。



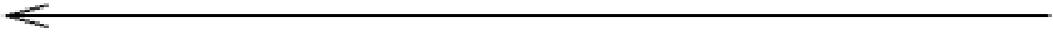


別表第五号裏面中「~~益~~」を「~~一~~」に改め、同表を別表第六号とし、別表第四号を別表第五号とし、別表第三号の次に次の表を加える。





別表第六号の次に次の表を加える。





(児童福祉法施行規則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 事業、養育里親及び施設(第三十六条の三十一―第三十九条)」を  
「第三章 事業、  
第三章の二 国

養育里親及び施設(第三十六条の三十の二―第三十九条)

に改める。

民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務(第三十九条の二)「

第一条の二を第一条の二の七とする。

第一条中「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)  
第六条の二第三項」を  
「法第六条の三第三項」に改め、同条を第一条の二の六とし、同条の前に次の六条を加える。

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)  
第六条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の次条に定める  
便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

第一条の二 法第六条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動

作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とする。

第一条の二の二 法第六条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。

第一条の二の三 法第六条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第一条の二の四 法第六条の二第七項に規定する同項に規定する障害児支援利用計画案（以下「障害児支援利用計画案」という。）に係る厚生労働省令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児

通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る厚生労働省令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

第一条の二の五 法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

- 一 次号及び第三号に掲げる者以外のもの 六月間
- 二 次号に掲げる者以外のものであつて、次に掲げるもの 一月間

イ 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の

三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）との連絡調整を行うことが困難である者

三 通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があつた者 一月間

第一条の四中「第六条の二第三項」を「第六条の三第三項」に改める。

第一条の五中「第六条の二第四項」を「第六条の三第四項」に改める。

第一条の六中「第六条の二第五項」を「第六条の三第五項」に改める。

第一条の七中「第六条の二第六項」を「第六条の三第六項」に改める。

第一条の八中「第六条の二第七項」を「第六条の三第七項」に改める。

第一条の九中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第一条の二十一中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第一条の三十一第一項中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に、「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号」に改め、同条第二項中「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号」に改める。

第一条の三十二中「第六条の二第九項」を「第六条の三第九項」に改める。

第一条の三十三第一項中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第二項中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第二号中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第一条の三十四及び第一条の三十五中「第六条の三第二項」を「第六条の四第二項」に改める。

第六条の七第二項中「第三十四条の四第二項、第三十四条の十三第二項、第三十四条の十六第二項」を「第三十四条の五第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十七第二項」に改め、同条第三項中「第三十四条の四第二項」を「第三十四条の五第二項」に改める。

第十八条の二を第十八条の三十四とし、第十八条の次に次の三十二条を加える。

第十八条の二 法第二十一条の五の三第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる

障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 児童発達支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの

二 医療型児童発達支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

三 放課後等デイサービス 放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第十八条の四 令第二十四条第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号及び第二号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児通所支援負担上限月額（同条に規定する障害児通所支援負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、令第二十四条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の五 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の四第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければなら

ない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 支給を受けようとする特例障害児通所給付費の額

前項の申請書には、同項第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。

第十八条の六 法第二十一条の五の六第一項の規定に基づき通所給付決定の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況

六 当該申請に係る障害児通所支援の具体的内容

七 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 障害児通所支援負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類

二 肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）を含む医療型児童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、肢体不自由児通所医療負担上限月額（令第二十五条の十二第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 当該申請を行う障害児の保護者が現に通所給付決定を受けている場合には、当該通所給付決定に係

る通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。以下同じ。）

市町村は、前二項に規定するもののほか、第十八条の十第一号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

通所給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を市町村に提出しなければならぬ。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

前項の書類の提出を受けた市町村は、障害児通所支援負担上限月額等（障害児通所支援負担上限月額及び肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）を変更する必要があると認めるときは、通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。

前項の規定により通所受給者証の提出を受けた市町村は、通所受給者証に必要な事項を記載し、これを当該通所給付決定保護者に返還するものとする。

通所給付決定保護者は、通所給付決定の有効期間（法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。以下同じ。）内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障

害児通所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に通所受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

- 一 当該届出を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児通所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

#### 四 その他必要な事項

前項の届出書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失つた通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。

前項の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村

に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 申請の理由

通所受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその通所受給者証を添えなければならない。

通所受給者証の再交付を受けた後、失った通所受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第十八条の七 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の介護を行う者の状況
- 二 当該障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第一項第三号から第五号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況

三 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容

第十八条の八 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 障害者自立支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて同法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

第十八条の九 法第二十一条の五の六第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

第十八条の十 法第二十一条の五の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
- 六 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前三号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
- 七 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容
- 八 当該申請に係る障害児の置かれている環境
- 九 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況

第十八条の十一 市町村は、通所給付決定を行ったときは、障害児通所支援負担上限月額等を、通所給付決定保護者に通知しなければならない。障害児通所支援負担上限月額等に変更があつたときも、同様とする。

第十八条の十二 法第二十一条の五の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害児の保護者が法第二十一条の五の六第一項の申請をした場合とする。

第十八条の十三 市町村は、法第二十一条の五の七第四項の規定に基づき障害児支援利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の保護者に対し通知するものとする。

一 法第二十一条の五の七第四項の規定に基づき、通所支給要否決定を行うに当たって当該障害児支援利用計画案を提出する必要がある旨

二 当該障害児支援利用計画案の提出先及び提出期限

第十八条の十四 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）がない場合又は法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の保護者が次条に規定する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合とする。

第十八条の十五 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案は

、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案とする。

第十八条の十六 法第二十一条の五の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

第十八条の十七 法第二十一条の五の七第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、通所給付決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間とする。

通所給付決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を通所給付決定の有効期間とする。

第十八条の十八 法第二十一条の五の七第九項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 通所給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び通所受給者証番号（第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。以下同じ。）

四 通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。第十八条の二十において同じ。）

五 通所給付決定の有効期間

六 障害児通所支援負担上限月額等に関する事項

七 その他必要な事項

第十八条の十九 通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の七第十項の規定に基づき障害児通所支援を受けるに当たつては、その都度、指定障害児通所支援事業者等に対して通所受給者証を提示しなければならない。

第十八条の二十 法第二十一条の五の八第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。

第十八条の二十一 法第二十一条の五の八第一項の規定に基づき通所給付決定の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄

- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
- 六 当該申請に係る障害児通所支援の具体的内容
- 七 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由
- 八 その他必要な事項

第十八条の二十二 市町村は、法第二十一条の五の八第二項の規定に基づき通所給付決定の変更の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により通所給付決定保護者に通知し、通所受給者証の提出を求めらるものとする。

- 一 法第二十一条の五の八第二項の規定により通所給付決定の変更の決定を行つた旨
- 二 通所受給者証を提出する必要がある旨
- 三 通所受給者証の提出先及び提出期限

前項の通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の

規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第十八条の二十三 第十八条の七及び第十八条の八の規定は、法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の六第二項の調査について準用する。この場合において、第十八条の七第一号中「法第二十一条の五の六第一項」とあるのは、「法第二十一条の五の八第一項」と読み替えるものとする。

第十八条の九の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の六第三項の調査について、第十八条の十二及び第十八条の十三の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第四項の障害児支援利用計画案の提出について、第十八条の十四及び第十八条の十五の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第五項の障害児支援利用計画案の提出について、第十八条の十六の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第七項の支給量について、第十八条の十八（第四号に限る。）の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第九項の通所受給者証の交付について準用する。この場合において、第十八条の十二から第十八条の十四までの規定中「法第二十一条の五の六

第一項」とあるのは、「法第二十一条の五の八第一項」と読み替えるものとする。

第十八条の二十四 市町村は、法第二十一条の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により通所給付決定保護者に通知し、通所受給者証の返還を求めらるものとする。

一 法第二十一条の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行つた旨

二 通所受給者証を返還する必要がある旨

三 通所受給者証の返還先及び返還期限

前項の通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第十八条の二十五 法第二十一条の五の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 通所給付決定保護者又はその属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう）。

以下同じ。)にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 通所給付決定保護者の属する世帯(通所給付決定保護者である特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。)の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第十八条の二十六 高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号
- 二 当該申請を行う通所給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額（令第二十五条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。第二十五条の十七第一項第二号において同じ。）
- 三 当該申請を行う通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者自立支援法第五条第二十四項に規定する補装具をいう。以下同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る令第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額
- 四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入

所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。）

前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第十八条の二十七 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業

所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき  
は、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

## 八 運営規程

九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項

十三 法第二十一条の五の十五第二項各号に該当しないことを誓約する書面（以下この条から第十八条の三十まで（次条を除く。）において「誓約書」という。）

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く

。 ) については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の二十八 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 医療法第七条の許可を受けた診療所であることを証する書類
- 六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 七 利用者の推定数
- 八 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 九 運営規程
- 十 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項
- 十四 法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（

以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の

記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の二十九 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき  
は、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 六 利用者の推定数

- 七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
  - 八 運営規程
  - 九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
  - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
  - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
  - 十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項
  - 十三 誓約書
  - 十四 役員の氏名、生年月日及び住所
  - 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明

書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

## 二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の三十 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき

は、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 六 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七 運営規程
- 八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項
- 十二 誓約書
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所

#### 十四 その他指定に関し必要と認める事項

法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

#### 二 誓約書

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の三十一 法第二十一条の五の十五第二項第六号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条